

監査公表第3号
令和3年4月28日

呉市監査委員

奥野 彰
沖本 恭治
井手畑 隆政

平成28年度～令和元年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況に
ついて

地方自治法第252条の38第6項前段の規定により包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項後段の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	52	地域協働課	80	補助金	呉市自治会連合会	意見	<p>毎年定額8,000千円の補助であり、支出の方も毎年4,200千円の運営費（会議の日当、交通費など）、3,800千円の活動費（配布金として各自治会へ再補助）と支出の面も硬直的である。昭和31年からの補助であるが、当初より書類作成及び保管等の事務処理は呉市役所内で行っており、事務処理手続も含めて会の自立の方向性について検討すべきと思われる。</p>	<p>現在、呉市では、様々な広報や事業実施において、効率的・効果的に行えることから、多くを自治会連合会（以下、「連合会」という。）や自治会を通じて実施している。</p> <p>しかし、現在、自治会においては、役員の高齢化や担い手不足、また自治会員の加入率の低下など組織の持続において多くの課題等を抱えている。</p> <p>こうした状況下において、連合会に係る事務処理等を当連合会へ移管した場合、連合会の運営に支障が生じることが危惧され、本市とも十分な連携が取れず行政事務に支障が生じ、引いては市民サービス（行政サービス）が低下することが想定される。</p> <p>令和2年度からは、自治会を始めとする住民自治組織が持続可能な運営ができるよう有識者等を構成員とする住民自治組織あり方検討委員会において組織力強化に向けて改善策等について検討している。</p> <p>こうしたことから、現状においては、連合会の自立はすぐには困難と考えるが、将来的に、連合会において機能強化が図られ、事務局を担う人員確保に係る費用面などの条件等が整っていけば、連合会の自立に向けた協議を行っていく予定である。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	33・98	文化振興課	120	補助金	呉市文化団体連合会	意見	<p>(補助事業者等の繰越金等の確認) P33 補助金等は公金の支出であるから、補助対象事業に公益性が認められたとしても、重ねて支出の必要性を検討して、補助の可否を決める必要がある。また、真に支援を必要とする相手先に対して支出することが求められることから、財政状態が安定していて資金的に余裕のある団体への補助等については、廃止を含めて検討するのが相当であると思われるし、長い目で見れば交付先団体の自主性や自立性に繋がっていくものと思われる。</p> <p>(個別意見) 平成28年3月31日現在で積立金残高が2,340千円あり、決算書上毎年余剰金(150千円～700千円)が発生し積立金へ積立てしている。補助金額に比べて繰越金、積立金額が多く、補助の必要性について検討すべき補助金である。</p> <p>特定団体への補助であり、補助額も少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討を行うべきである。</p>	呉市の文化の振興に大きく寄与している団体であり、公益性も高いと考えられるため、今後も補助を継続していくこととするが、「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、交付要綱の整備をするとともに、これまでの団体補助から事業補助への移行(場合によっては廃止)も検討していく。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	102	文化振興課	122	補助金	呉BS・GS連絡協議会	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。	「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、補助金交付要綱を整備するとともに、事業効果の検証を行い、これまでの団体補助から事業補助への移行（場合によっては廃止）を検討していく。
H28年度	104	文化振興課	123	補助金	呉少年合唱団	意見	かつては200名以上いた団員が現在は30名程度と減少している。補助金の費用対効果について検討を要する。 特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。	「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、補助金交付要綱を整備するとともに、事業効果の検証を行い、これまでの団体補助から事業補助への移行（場合によっては廃止）を検討していく。
H28年度	116	文化振興課	137	補助金	文化財保存	意見	文化財所有者負担分もあるためか、利用が進まない。文化財の掘り起こしとともに、活用方法についてもっと検討し、文化財は毎年劣化するものでもあるので、場合によっては所有者負担なしとして進捗度を上げていく手法の検討も必要と考える。	現在まで所有者から負担額軽減の要望もなく、市内文化財の保存に関して、適正な対応ができていると考える。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	34・118	文化振興課	140	補助金	伝建地区建物保存	意見	<p>(合併町関係を含む公平性について) P34 平成15年4月の下蒲刈町の合併に始まり、呉市周辺8町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により、補助金No. 45「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し、現在も毎年同額で継続している。</p> <p>旧市内の住民からすると、補助金等の公益上の必要性の要点である、補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じる場所である。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため、個別意見とは別に記載させていただいた。その他該当する補助金等としては、以下のとおりである。</p> <p>(個別意見) 豊町御手洗地区内の訪問客も毎年増加しており、今後は他島との連携等により地区の魅力を呉市内外にいかにも広報していくかという課題がある。呉市補助のほかに、国庫補助が75%を占めている。希望者が多く、選定委員会の選定により公平性を確保しているが、毎年実施は希望者の一部のみにとどまっている。国の施策ともかわり、各方面との調整にも時間を要するとは思いますが、もっとスピード感をもって取り組んでいただきたい。</p>	<p>御手洗地区は、重要伝統的建造物群保存地区として、地区全体が文化財として国から選定されている。本補助金は、国選定地区に対する補助金であり、市民に広く機会のあるものではない。</p> <p>また、地区住民の高齢化等建物の維持管理に不安を抱えている所有者等の要望に対して、令和2年度から修理・修景件数を増やすなどの対応をしている。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	136	福祉保健課	164	補助金	社会福祉協議会	意見	<p>補助金額は、補助事業者等と協議した資料に基づいて算定している。</p> <p>補助事業者等の性質から、継続して補助を行うことについては理解することができるが、補助金交付要綱等のない状況で実施することについて、正当性や有効性の観点から疑問である。</p> <p>現状において、呉市では補助金交付要綱等の作成は必須とはなっていないため、協議資料の合規性も不明確であり、市役所内で承認を経た文書を制定することが望まれる。</p> <p>補助事業者には元職員が数名在職している。</p>	<p>当該補助金は補助事業者の人件費に対して補助を行うものである。平成30年度から補助対象を一部見直し、現在、補助金の合規性を担保するため、交付要綱について関係部署等との協議を進めている。条件等が整った後に制定する予定である。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	34・269	観光振興課	338	補助金	豊町観光協会	意見	<p>(合併町関係を含む公平性について) P34 平成15年4月の下蒲刈町の合併に始まり、呉市周辺8町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により、補助金No. 45「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し、現在も毎年同額で継続している。</p> <p>旧市内の住民からすると、補助金等の公益上の必要性の要点である、補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じる場所である。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため、個別意見とは別に記載させていただいた。</p> <p>その他該当する補助金等としては、以下のとおりである。 (個別意見) 特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。 予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。</p>	<p>「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき精査し、以下の理由から補助金の額は減額しないこととした。</p> <p>理由： 豊町観光協会は、観光案内所としての機能を多分に担っており、呉市の観光資源の開発や宣伝等を積極的に発信し、観光客誘致に貢献している。</p> <p>毎年、事業活動や補助事業の「目的」、「内容」、「手法」を精査し、公益性が認められる。</p> <p>繰越金も多分にあるわけではなく、適切に必要な事業等に支出していることが認められるため。令和元年度決算においては、繰越金が「呉市補助金等見直しガイドライン」における見直し基準である補助金交付金額の1/4を下回っている。</p> <p>今後も、毎年豊町観光協会から受ける活動報告により事業効果を検証し、団体補助から事業補助への移行を検討していく。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	34・273	港湾漁港課	353	補助金	御手洗回漕店	意見	<p>(合併町関係を含む公平性について) P34 平成15年4月の下蒲刈町の合併に始まり、呉市周辺8町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により、補助金No. 45「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し、現在も毎年同額で継続している。</p> <p>旧市内の住民からすると、補助金等の公益上の必要性の要点である、補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じるところである。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため、個別意見とは別に記載させていただいた。</p> <p>その他該当する補助金等としては、以下のとおりである。 (個別意見) 平成20年度以降継続している特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。</p>	御手洗港の高速船の航路の維持のために、御手洗回漕店を運営している御手洗自治会に補助している。「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき精査した結果、本補助金は、御手洗棧橋において地元住民及び観光客の利便性向上に貢献していることから、今後も事業効果の検証を行い団体補助から事業補助への移行を検討していくこととした。
H28年度	275	港湾漁港課	354	補助金	呉清港会	意見	<p>補助金の算定方法について定めがあるが、毎年度99回の上限まで活動回数が達している。一方、補助金交付金額には3,600千円の予算の上限を設けていることから、平成20年度以降はその上限金額が執行額となっている。そのため、実績対象事業費に占める呉市の補助割合が70%程度で推移しており、残りの30%程度を呉清港会の会員(43社)が負担するという実質的な定額補助となっている。</p>	呉港の海面を清掃することは、港湾法により、港湾管理者である呉市の業務となっている。本補助金を減額した場合は、呉清港会の会員が負担している30%程度も呉市が負担することにもつながる。また、清掃業務は、清掃範囲にある四漁協に委託している。本補助金は、漂流物、汚染物の投捨の防止除去等に関する事業を行い、航行船舶の安全、公衆衛生の向上に貢献していることから、今後も事業効果の検証を行い、団体補助から事業補助への移行を検討していく。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	34・277	港湾漁港課	355	補助金	海の月間行事	意見	<p>(合併町関係を含む公平性について) P34 平成15年4月の下蒲刈町の合併に始まり、呉市周辺8町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により、補助金No. 45「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し、現在も毎年同額で継続している。</p> <p>旧市内の住民からすると、補助金等の公益上の必要性の要点である、補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じる場所である。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため、個別意見とは別に記載させていただいた。</p> <p>その他該当する補助金等としては、以下のとおりである。 (個別意見) 平成20年度以降継続している特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。</p>	<p>運輸局及び関係団体の行う海事に関する行事に協力し、参画することを目的とした団体である呉海事振興会が行う、海事思想を普及するための「海の日」「海の月間」行事等に対して補助している。</p> <p>本補助金は、海の月間を中心として海や港に親しみをもち、海を大切にするという啓発活動や海洋汚染防止活動等の事業を行っており、海洋保護の意識向上に貢献していることから、今後も事業効果の検証を行い、団体補助から事業補助への移行を検討していく。</p>

平成 29 年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H29年度	74	環境政策課	77	貸付	呉食肉集配センター	指摘	<p>呉市と呉食肉商業協同組合との間で、昭和49年より呉市食肉センター廃止計画以後争われていた事件で、昭和55年に10年間無償で土地を貸し付けることで和解し、そのまま無償貸付が継続されている。和解から40年近く経過し和解当時と状況も変わってきており、その間3千㎡以上の市有地を無償で貸し付けている事実について再考すべきと思料する。また、事務所棟は一部使用されているが、敷地内の倉庫については現在未使用となっており、解除条項「③集配センターの用に供しなくなったとき」にも該当するものと思われ、金額面でも相当額の土地を無償で貸付していることを含め、現貸付期間満了時までには、今後の対応を整理すべきものと思う。</p>	<p>当該地については、集配センターとして使用されていないことから、呉食肉商業協同組合との協議の結果、市有財産無償貸付契約を契約期間満了日である令和2年7月20日をもって終了し、更新しないこととした。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H29年度	84	企画課 呉駅周辺事業推進室	203	未利用	呉駅前西再開発ビル	意見	<p>約5年前より未利用となっている旧呉そごうの建物については、建物及びこれに付着する地上権の大部分を株式会社そごう・西武が所有している。現状は、株式会社そごう・西武において権利集約を進めるとともに、呉市において呉駅周辺整備における跡地の位置づけを整理・検討中である。呉市民が最も関心ある事項のひとつでもあり、早期の決着が望ましいものである。単に呉駅前再開発としての問題でなく、「呉市」としての街の魅力とも関係ある事項でもあり、「呉市の魅力づくり」という課題について新市長とともに我々市民も積極的に取り組んでいく必要のある課題と思料する。</p>	<p>「呉駅周辺の総合開発」については、旧そごう呉店跡地だけではなく、駅前広場や南側へのアプローチも含めた広いエリアで、駅周辺の将来の在り方や、旧そごう呉店跡地の位置付けを検討することとしている。</p> <p>そのため、日本を代表する各分野の専門家に参画いただき、「呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会」を開催し、平成31年3月に、「呉駅周辺地域総合開発に関する提言」をいただいた。</p> <p>令和元年度は、この提言を踏まえ、市としての基本計画を策定するため、「呉駅周辺地域総合開発基本計画検討会」を開催し、令和2年4月に、「呉駅周辺地域総合開発基本計画」を策定した。</p> <p>令和2年度は、旧そごう呉店跡地の一部及び駅前広場について、国において、国直轄整備の実現に向けた検討会が設置され、本市もその共同事務局として検討に参画し、令和3年3月に事業計画を共同策定した。</p> <p>これを受けて、令和3年4月から「国道31号等呉駅交通ターミナル整備事業」として、国において事業化に至った。</p>
H29年度	90	子育て支援課	218	未利用	旧鹿島瀬戸児童館	意見	<p>平成25年4月から倉橋上区自治会に無償貸与しており、地区の自治会館として利用されている。このように現在利用されており、他への転用が困難と思われる建物等については、使用者の自己責任の観点及び修繕等の維持経費負担も考慮し、使用者への無償譲渡について検討してはどうかと思料する。</p>	<p>倉橋上区自治会より地域の重要なコミュニティ施設として今後も活用したいとの申し出があり、平成31年4月から引き続き3年間無償貸付の契約を締結した。</p> <p>今後も、契約更新時に地域事情及び建物の状態等を確認しながら貸付の継続について検討を行う。</p> <p>なお、呉市公共施設に関する個別施設計画の進捗による普通財産の無償譲渡に係る市全体の方針が決定された際は、再度検討を行う。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H29年度	163	文化振興課	—	有効性評価 (①社会教育施設)	長門の造船歴史館	意見	当該施設の歴史的重要性を勘案して、再建計画又は廃止の具体的計画を検討すべきである。	呉市公共施設に関する個別施設計画において、令和7年度を目途に周辺の類似施設(倉橋歴史民俗資料館)と集約化する方針とした。
H29年度	163	文化振興課	—	有効性評価 (①社会教育施設)	大空山青年の家	意見	多額の修繕費の金額的定義付けを明確にし、費用対効果の観点から廃止の具体的な計画を明確にすべきである。	呉市公共施設に関する個別施設計画において、令和3年度を目途に廃止する方針とした。
H29年度	166	スポーツ振興課	—	有効性評価 (②スポーツ施設)	豊スポーツセンター	意見	スポーツ施設の中で、特に利用1単位当たりコストが高いため、費用対効果の観点から廃止を含めて慎重な検討が必要である。	呉市公共施設に関する個別施設計画で、令和13年度を目途に規模縮小する方針とした。
H29年度	169	スポーツ振興課	—	有効性評価 (②スポーツ施設)	大空山体育館	意見	「大空山青年の家」の利用1単位当たりコストも高いので、当該施設と「大空山青年の家」を一体として考え、費用対効果の観点から総合的に将来計画を検討すべきである。	呉市公共施設に関する個別施設計画で、令和15年度を目途に施設廃止する方針とした。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H29年度	204～207	商工振興課 農林水産課	—	有効性評価(⑩産業振興施設(その他))	産業振興施設(その他)に関する総合的な見解(呉サポート・コア、呉ジャンプ・コア、呉地方卸売市場、水産物荷さばき施設、呉東部卸売市場)	意見	人口減少・高齢化の進展を背景に長期にわたり低迷が続く地方経済に反転の糸口が見えてこない。このような状況を改善する方法として官民連携が挙げられる。官民連携の必要性は、従来の政策でも指摘されてきた。地域産業の持つ特性を生かすために、民間の力を積極的に活用するという観点から、行政の枠組みにとらわれることなく、自然発生的に生じている経済エリアを中心に、民間中心のネットワークを生かすことが急務であると思われる。	<p>【呉サポート・コア、呉ジャンプ・コア】 くれ産業振興センターは民間企業等と独自のネットワークを構築し、行政の枠組みにとらわれることなく、連携・協働する方向で取組を進めている。</p> <p>【呉地方卸売市場、呉東部卸売市場、水産物荷さばき施設】 呉市地方卸売市場は、現時点、指定管理者制度の導入により運営をしており、官民連携(間接民営)を行っている。</p> <p>次期施設整備等(耐用年数満了時)については、流通量の減少や、空店舗の状況等を勘案し、呉市公共施設に関する個別施設計画に記載するとおり、事業規模に合わせた施設整備とする。</p> <p>また、開設者自体を民営化(完全民営化)することで、効率化されるかの検討は継続する。</p> <p>呉東部卸売市場は、民間運営の市場であり、施設整備当初から、普通財産の貸付け(賃貸借契約)をしている。</p> <p>施設の耐用年数の間は、現状どおり、生鮮食料品の流通拠点として活用していただく。</p> <p>水産物荷さばき施設は地域の過疎化が進展する中、漁業従事者等の必要不可欠な施設として利用。民間との連携による利用者増が見込めないため、現状の利用を継続する。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H29年度	215	住宅政策課	—	有効性評価(⑱市営住宅)	市営住宅に関する総合的な見解	意見	<p>呉市の市営住宅は入居率が低下している。有効性の観点からは入居者を集約させて用途変更等の措置を取る必要がある。非成長・成熟社会におけるストックの有効利用が住宅政策において重要になっている。</p> <p>一方で安全性や居住性の面で低位な状況にあるため、主に老朽化した住宅のストック改善等が必要であり、住宅施策としては耐震化に関する啓発事業、住情報の提供などが急務であると思われる。</p>	<p>全体での入居率(稼働率)は、令和元年度末で77.63%となっているが、このうち募集停止住宅(※)を除いた入居率は89.2%と比較的高位にある。</p> <p>一方で、呉市公共施設に関する個別施設計画において維持・廃止等の方針を定めており、方針に沿った形で募集停止住宅入居者の移転を促進していく。</p> <p>また、維持管理を行う住宅の中に、耐震性の確保できていないものがあるため、耐震化事業に取り組みストック改善が図られるよう事業を行っていく。</p> <p>※募集停止住宅とは、耐用年数や住宅需要等を考慮し近い将来での用途廃止を前提とし、除却又は統合・建替を計画している住宅のこと。</p>

平成30年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	82	地域協働課	1	(a)指定管理(非公募)	呉市昭和地区まちづくりセンター及びスポーツ施設の管理及び運営業務	意見	<p>指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22.12.28総務省通知抜粋）。</p> <p>呉市昭和地区まちづくりセンター等は地域密着型施設であるものの、老人集会所等の地域密着型施設と比較すると、利用料金制を導入しており、利用者数も多く多機能的な施設であることから、公平性、透明性の観点からも、公募とすることが望ましいと考える。</p> <p>また、目標利用者数等の期待する成果（数値化した指標）を明確化することで、指定管理者の創意工夫や経営努力に対する意欲が高まり、利用者増につながるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、指定管理者の次期更新の際は、公募の実施や利用者数等の目標管理の実施を検討する必要がある。</p>	令和3年4月の指定管理者の次期更新に際して、一括公募を実施し、また、募集の際に施設の利用促進の取組・方策として、利用者を増やすような取組・工夫及び利用促進の観点から提案することを公募条件とした。
H30年度	88	文化振興課	4	(a)指定管理(非公募)	蘭島文化振興施設管理運営に係る委託(指定管理)	意見	<p>本施設の設置目的は、教養文化および観光拠点の整備の向上を図ることであり、当該目的達成のためには施設の利用者の増加や満足度を高めることが求められる。満足度の向上のため、利用者アンケートの実施を行っているが、回収率が2%程度と著しく低い状況である。事業がどのように評価されているのか、客観的な評価方法としてアンケート回収率の増加並びに適切な事業評価の実施による業務改善への施策の実行が望まれる。</p>	アンケート回収率の増加に向けて、指定管理者と協議を行い、来館者に対し積極的に声かけを行うこととした。これにより、蘭島閣美術館においては、アンケート回収率が5%に上昇した。アンケートで寄せられた意見については、管理運営に反映し、モニタリングで評価を実施している。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	92	商工振興課	6	(a) 指定管理（非公募）	ビュー・ポートくれのうち呉市きんろうプラザ及び付属駐車場の運營業務並びに呉市の専有部分及び付属駐車場の維持管理に関する協定	意見	<p>呉市きんろうプラザの設置目的は、勤労者の福祉の増進と教養文化の向上を図ることであり、当該目的達成のためには施設の利用者数の増加や満足度を高めることが求められる。しかし、平成26年度の利用者数が215,756名に対し、平成29年度は153,866名に28.7%減少している。これは、利用者数等の目標設定がされず、目標管理が実施されていないことが一因である。そのため、目標設定及び目標管理の実施を検討する必要があると考える。また、満足度の向上のためには、利用者に対するアンケートを実施し分析し業務改善する必要がある。しかし、受託者は、平成29年度のアンケート回収枚数が僅か29枚のみ（利用者数153,866名の0.019%）であり、有効な分析ができていない。そのため、アンケート回収枚数の増加を促し、有効な分析を実施する必要がある。</p> <p>次に、呉市が行った当指定管理の評価である平成29年度の公の施設の指定管理者のモニタリング評価票によると、年間を通じてのアンケート調査を実施し、積極的に利用者のニーズや苦情を求める取り組みをしている点について加点評価を行っている。しかしながら、僅か29枚のアンケートでは積極的に利用者のニーズや苦情を求める取り組みをしているとは言い難く、適切な評価の実施が必要である。</p>	<p>令和元年度のアンケート回収は66枚で、平成29年度の29枚から倍増した。アンケート満足度5段階中、5または4と回答した割合は76.3%、満足度2または1と回答した割合は3%と一定の満足は得られていると考えている。</p> <p>アンケートに寄せられた意見については、管理運営に反映し、サービスの向上に努めている。</p> <p>今後も引き続きアンケート回収率の向上に努め、施設の今後の利活用について指定管理者と検討をしていく予定である。</p> <p>なお、令和元年度のモニタリング評価では、加点評価はしていない。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	164	環境政策課	31	(d)契約金額1,500万円以上の随意契約	東部火葬場ほか火葬等業務	意見	<p>各斎場別に利用者1件当たりの委託料を計算したところ、呉市斎場に比して蒲刈斎場が著しく高い。</p> <p>斎場の統廃合を具体的な検討課題とすべきである。</p>	<p>安芸灘4島の火葬場の統廃合については、地域住民との協議を行い検討している。</p> <p>その結果、令和2年度末での下蒲刈火葬場の廃止、令和5年度の極楽苑の廃止、蒲刈火葬場と豊火葬場の2火葬場について、長寿命化を図り、存続火葬場とすることの合意を得た。</p> <p>令和2年12月議会においては、下蒲刈火葬場を、令和2年度末をもって廃止とすることが議決された。そのため、今後は下蒲刈火葬場の代わりとして、蒲刈火葬場が使用される見込みがある。</p> <p>蒲刈火葬場については、今後とも存続施設としての位置付けを行う予定である。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	230～242	学校施設課	48, 48-2～48-11	(f) 支出 命令済額 500万 円以上の 複数年契 約	昭和北小学校給食調理等業務, 横路小学校給食調理等業務, 白岳小学校給食調理等業務, 広小学校給食調理等業務, 阿賀小学校給食調理等業務, 呉中央小学校給食調理等業務, 宮原小学校給食調理等業務, 吉浦小学校給食調理等業務 (東部地区), 呉市立中学校給食調理等業務 (中央地区), 呉市立中学校給食調理等業務 (北部地区)	意見	<p>小学校給食運営の委託者の選定過程について検討する余地がある。</p> <p>小学校給食運営事業 (48～48-8) と中学校給食運営事業 (48-9～11) とでは入札者数と落札率に違いがある。中学校給食では4～6社による入札で落札率は低い, 小学校給食は8案件とも2者による入札で高い落札率となっている。</p> <p>いずれの契約方法も指名競争入札によるものではあるが, 給食の事業方式と入札参加資格要件が異なることから入札参加者数に影響し, 結果として落札率に違いが生じているものと考えられる。</p> <p>小学校給食は敷地内の調理室を使いその学校分のみを調理する自校調理方式による業務を呉市内に事業所がある業者に限定して指名している。中学校給食は民間業者の施設で調理したランチボックスを各学校に届けるデリバリー方式による業務を広島県内の業者に広げて指名している。</p> <p>呉市では, 平成25年度にとりまとめた「呉市中学校給食整備基本構想」をもとに, 平成27年度から中学校給食を開始した。デリバリー方式の採用により, 集中調理することができ業務の効率化が図れたが, 当時の入札希望業者が呉市内にいなかったため入札参加可能業者を広島県内に広げた。結果として, 入札参加業者の委託選定に際して十分な競争原理が働いたと考えられる。</p> <p>確かに, 入札参加資格の地理的要件を拡大することは, 地元業者が排除され地元業者以外が委託先となる可能性を高めてしまうことになる。地域的要件と競争性の確保は二律背反であり, 両立が困難な面があるが, 競争性を高めることで地域経済の活性化につながる場合もあるので, 小学校給食に関しても入札参加企業を募るべく地元外からも広く入札参加者を募るべきである。</p>	<p>令和3年度からの小学校給食運営の委託業務の更新については, 第3次呉市行政改革実施計画に基づき, 委託校を計16校に拡充した。</p> <p>委託に当たっては, これまでの学校毎の契約を見直し, 地区毎 (東地区6校及び西地区10校) に学校をまとめて委託する方式とし, 経費の節減に努めた。</p> <p>また, 2地区に分けて発注したことにより, 市内登録業者3者が入札に参加し, 競争性が確保されたものとなった。</p>

令和元年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R元年度	157	情報統計課	1	個人情報の管理の徹底-電磁的記憶媒体 (USB メモリ等) の管理体制の整備	指摘	(i) USB メモリ等は特定部署で管理する。各部署で購入は禁止し、特定部署が一括管理し、必要部署に支給すべきである。	情報統計課で、段階的にUSBメモリ等を調達管理し、必要部署に支給することとした。
R元年度	157	情報統計課	2	個人情報の管理の徹底-電磁的記憶媒体 (USB メモリ等) の管理体制の整備	指摘	(ii) 使用部署では保管場所を定め、使用時以外は施錠管理すべきである。	USBメモリ等の使用部署で、保管場所を定め、使用時以外は施錠管理を徹底するよう義務付けることとした。
R元年度	157	情報統計課	3	個人情報の管理の徹底-電磁的記憶媒体 (USB メモリ等) の管理体制の整備	指摘	(iii) 端末には利用許可されたUSB メモリ等のみ接続が可能とするべきである。	資産管理ソフトで段階的にUSBメモリ等の利用制限を実施することとした。
R元年度	157	情報統計課	4	個人情報の管理の徹底-電磁的記憶媒体 (USB メモリ等) の管理体制の整備	指摘	(iv) USB メモリ等 (特に外部持出し用) は必ずパスワード設定とデータの暗号化を行うべきである。	該当部署に指示し、USB メモリ等は必ずパスワード設定とデータの暗号化を行う運用とした。
R元年度	157	情報統計課	5	個人情報の管理の徹底-電磁的記憶媒体 (USB メモリ等) の管理体制の整備	指摘	(v) 利用USB メモリ等は、全て管理し利用履歴を残すべきである。	該当部署に指示し、USB メモリ等は利用管理簿で管理し、資産管理ソフトで履歴を残す運用とした。
R元年度	157	情報統計課	6	個人情報の管理の徹底-電磁的記憶媒体 (USB メモリ等) の管理体制の整備	指摘	(vi) 外部委託先への検査もしくは監査を定期的又は随時行い、検査 (監査) 報告書を作成すべきである。	各システム担当課において、外部委託先への定期的又は随時の検査を行うこととした。
R元年度	157	情報統計課	7	個人情報の管理の徹底-電磁的記憶媒体 (USB メモリ等) の管理体制の整備	指摘	(vii) 「呉市情報セキュリティポリシー」にも、情報の持ち出し不可設定の規定を盛り込むべきである。	現行の国のガイドライン等を踏まえ、USBメモリ等の利用制限について追記するなど、その他指摘事項への対応を含めて「呉市情報セキュリティポリシー」の改定を行った。